広島県呉市
報道発表資料

令和8年11月10日
都市部交通政策課
☎0823-25-3238, 3239

生活バス（川尻地区生活バス）における運休の発生について

令和８年１０月２４日（土），川尻地区生活バスにおいて，乗務予定の運転手が発熱により急きょ欠勤した際，運行事業者の不適正な対応により，代替運転手を手配しなかったため，全便が運休となりました。

御利用の市民の皆様に大変な御迷惑をおかけしましたことを，お詫び申し上げます。

１　概要

発 生 日：令和８年１０月２４日（土）終日
事業者名：有限会社野呂山タクシー
運休便数：川尻地区の生活バス　　計１３便

２　経緯

１０月３０日（金），市民等から「１０月２４日に川尻地区生活バスを待っていたが，バスが来なかった」との連絡があり，市が運行事業者に確認したところ，当日は全便運休していたことが判明しました。また，運行事業者において，運行管理者が運転手の欠勤を管理職及び代表取締役に報告しなかったため，代替運転手の手配の指示がなされず，運休の発覚も遅れたものです。

３　原因

当日は，タクシー業務を兼務する運転手が乗務する予定でしたが，当該運転手が発熱により，当日急きょ欠勤しました。欠勤の連絡を受けた運行管理者は，当該運転手が生活バスではなくタクシー業務に従事する予定であると誤認し，生活バスの出勤表及び当番表を確認せず，代替運転手を手配しませんでした。

４　再発防止策

当該運行事業者は，具体的な措置として次のとおり再発防止の取組を実施します。

(1) 担当業務の確認の徹底
- 病欠等の連絡を受けた運行管理者は，出勤表及び当番表により当該乗務員の担当業務を必ず確認します。
- 始業点呼時に，生活バスの担当乗務員及びその出勤状況を確認します。
- 生活バスとタクシーを兼務する乗務員の担当日を，当番表上で明確に表示します。

(2) 報告・連絡体制の整備
- 病欠が発生した場合は，業務の別を問わず，直ちに管理職及び代表取締役へ報告し，必要な指示を受けます。
- 欠勤連絡の受付時刻，内容及び報告先を記録します。
- 管理職等に連絡がつかない場合に備え，連絡順位を定めた連絡網を整備します。

５　呉市の対応

本件の発生状況や再発防止策について，当該運行事業者を含む全ての生活バス運行事業者に対して，連絡会議等の機会を活用して共有します。その際には，生活バスは地域にお住まいの方々の通院や買物など日常生活を支える重要な交通手段であり，その運行には大きな責任が伴うことを改めて周知するとともに，欠勤時のバックアップ体制及び連絡・報告体制に不備がないよう求めます。